

議案第 1 号

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月14日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

児童生徒及び学校への支援の充実等を図るため、一般職非常勤職員の職について、4種の職を新設し、2種の職を廃止するため、沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中離島児童生徒支援センター施設管理員の項を削り、県立高等学校就職支援員の項の次に次のように加える。

特別支援教育支援員	沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校において教育上特別の支援を必要とする生徒の学習支援又は生活支援に関する補助的又は定型的な業務
適応指導教室指導員	沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務

「 第3条の表中

授業改善支援員	教員の授業力の向上、児童生徒の学習支援等に関する補助的又は定型的な業務
---------	-------------------------------------

 を

「

学校運営アドバイザー	学習指導その他学校運営に係る指導及び助言に関する補助的又は定型的な業務
部活動指導員	沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の教育課程として行われるもの）に係る技術的な指導に関する補助的又は定型的な業務

 」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

参考

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

児童生徒及び学校への支援の充実等を図るため、次のとおり一般職非常勤職員の職を新設し、廃止することから、訓令の規定を整理する必要がある。

(1) 離島児童生徒支援センター施設管理員

沖縄県立離島児童生徒支援センターの施設管理等については、外部委託の活用及び事務補助の任用で対応していることから、離島児童生徒支援センター施設管理員の職を見直し、同職を廃止する必要がある。

(2) 特別支援教育支援員

これまで沖縄県立高等学校及び中学校に在学する肢体不自由、発達障害等の教育上特別の支援を必要とする生徒に対する学習支援や生活支援に関する業務を行ってきた事務補助の職を、特別支援教育支援員の職として位置付けを明確化し、設置する必要がある。

(3) 適応指導教室指導員

沖縄県立総合教育センターに設置している沖縄県適応指導教室において、通級する児童生徒に対する生活指導、学習指導等の充実を図るとともに、学校との連携を強化し、指導効果を向上させるため、適応指導教室指導員を設置する必要がある。

(4) 学校運営アドバイザー

市町村立小学校及び中学校における学習指導の充実に関する学校及び児童生徒に対する支援を拡充するため、校長等の管理職に対して生徒指導を考慮した助言を行う等、学校運営全般に係る支援及び助言が必要であることから、教育事務所に学習指導その他学校運営に係る支援及び助言に関する補助業務を行う学校運営アドバイザーを設置する必要がある。

(5) 授業改善支援員

上記(4)の学校運営アドバイザーの設置に伴い、授業改善支援員を廃止する必要がある。

(6) 部活動指導員

沖縄県立高等学校及び中学校における部活動の指導体制の充実及び教員の負担軽減を図るため、部活動に関する技術的な指導に関する業務を行う部活動指導員を設置する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 一般職非常勤職員の職として、特別支援教育支援員、適応指導教室指導員、学校運営アドバイザー及び部活動指導員の職を新設し、離島児童生徒支援センター施設管理員及び授業改善支援員の職を廃止する。（第3条関係）
- (2) この訓令は、平成31年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条

5 関係各課との調整状況

関係各課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

新旧对照表

新日本教育委員会監修昭和第4号(平成28年沖縄県教委規程第14号)

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
（設置）	（設置）
第3条 一般職非常勤職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は右欄とおりとする。	第3条 一般職非常勤職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は右欄とおりとする。
職	職務内容
事務補助	補助的又は定型的な業務
事務補助（現業職）	補助的又は定型的な業務
（削る。）	
県立高等学校就職支援員	沖縄県立高等学校の生徒の就職指導及び就職支援に関する補助的又は定型的な業務
特別支援教育支援員	沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校において教育上特別の支援を必要とする生徒の学習支援又は生活支援に関する補助的又は定型的な業務
適応指導教室指導員	沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務
スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務

(削る。)	
学校運営アドバイザー	学習指導その他学校運営に係る指導及び助言に関する補助的又は定型的な業務
部活動指導員	沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に関する補助的又は定型的な業務
親子電話相談員	児童生徒の悩み、乳幼児又は児童生徒の保護者等の家庭教育上の悩み等についての電話相談に関する補助的又は定型的な業務

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。